

議案第16号

松阪市重度心身障害児福祉年金支給条例の廃止について

松阪市重度心身障害児福祉年金支給条例（平成17年松阪市条例第131号）を次のように廃止する。

令和3年2月17日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市重度心身障害児福祉年金支給条例を廃止する条例

松阪市重度心身障害児福祉年金支給条例（平成17年松阪市条例第131号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。